

4月1日から

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）がスタート

■被保険者証が変わります。

（認定証、受療証は該当される方のみ）

4月1日からは、医療機関等の窓口では送付された後期高齢者医療の被保険者証を提示してください。今までの医療保険や老人保健法医療受給者証の被保険者証は使えません。（医療機関等の窓口での負担割合は老人保健と同様ですが、所得や世帯の状況によって変更されることがあります。）※障害認定撤回届を申請された方はこの制度の被保険者になりませんが、申請の時期により被保険者証が届いている場合があります。その場合は、申し訳ありませんが国保健康課までお持ちいただきますようお願いいたします。

※現在お持ちの老人保健法医療受給者証や減額認定証、特定疾病受療証は、できるだけ国保健康課へ返却してください。

■長寿医療制度（後期高齢者医療制度）とは…

75歳（一定の障害があり、申請により認定を受けた人は65歳）以上の方は、この制度の被保険者となります。（被保険者証が3月下旬に送付されています。）

また、老人保健で限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証の交付を受けている方は、後期高齢者医療の認定証や受療証が被保険者証と一緒に送付されています。もし被保険者証等が届いていないときは、国保健康課にお問い合わせください。

ご家族のみなさまも新制度の周知をよろしく願います。

■資格を取得する日

- ・75歳になったとき（誕生日当日から）
 - ・転入（被保険者の方が加西市に転入した日から）
 - ・障害認定（65歳以上74歳未満で一定の障害のある方が、申請して広域連合から認定を受けた日から）
- ※75歳に到達されるときは誕生日までに新しい被保険者証が送付されます。

■資格を喪失する日

- ・転出（転出予定日の翌日）
 - ・障害認定の取り下げ（取下げをした日の翌日）
 - ・死亡日の翌日
- ※資格が無くなったときは、被保険者証を返却してください。

■保険料等について

保険料は、被保険者一人ひとりにかかります。
 平成20年度の保険料は、均等割額（43,924円）と所得割額（基礎控除後の総所得金額等×8.07%）を合算した額（50万円が上限）です。詳しくはパンフレットをご覧ください。

○保険料の納付開始時期
 特別徴収の方…平成20年4月支給の年金から納付します。
 普通徴収の方…平成20年7月から納付します。

○保険料額の通知

保険料額の決定通知書は、平成20年7月に送付されます
 ※特別徴収の方は、仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書が、平成20年4月初旬に送付されます。

問合せ先：①市国保健康課国保医療係 ☎④ 8721
 ②兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局
 ☎ 078-326-2612

“献血”は身近にできるボランティア

この時期は、献血者が減少します。献血ルーム（姫路ミント神戸等）での献血にもご協力ください。
 ※本人確認のため、運転免許証等の提示をお願いすることがあります。

（市内献血のお知らせ）

日時：5/20（火） 10：00～11：45、13：00～15：30
 場所：ジャスコ加西店 主催：加西ライオンズクラブ
 問合せ先：国保健康課健康係 ☎④ 8723

許可証・資格証・または身分証明書など。

○上記以外の場合

- ・健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証（写真付）、学生証（写真付）、住基カード（写真なし）などより複数
- ※その他、聞き取りなどにより確認させていただく場合があります。

☆委任状が必要な場合

○住民票の写し、記載事項証明書などの交付申請を、本人及び同一世帯員以外の方が代理申請される場合

○戸籍謄本・抄本などの交付申請においては、戸籍に記載されている方またはその配偶者、直系親族以外の方が代理申請される場合

問合せ先：市民課 ☎④ 8720

5月1日から

証明書の交付申請に本人確認が必要です！

戸籍法・住民基本台帳法が改正になりました。なりすまし等による各種証明書の交付申請・住民異動及び戸籍の届出を未然に防止するために、下記の手続きの際に本人確認書類の提示をお願いします。皆さまのご協力をお願いします。

☆対象となる手続き

○住民票の写し、記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本などの証明書の交付申請

○転入・転出・転居などの住民異動の届出、婚姻・養子縁組などの戸籍の届出（すでに本人確認を実施しています。）

☆本人確認に必要なもの

○運転免許証、パスポート、住基カード（写真付）、外国人登録証明書、その他官公署が発行した顔写真付の免許証・

加西病院のあり方検討委員会の答申（要旨）

3月19日に第3回市立加西病院のあり方検討委員会が開催され、長委員長（総務省公立病院改革懇談会座長）より加西市長に答申がありました。要旨は次のとおりです。

医師不足の状況について

医師の更なる確保に積極的に取り組むとともに、研修医を更に増員していくこと。また、自己完結型の経営改善を行った上で中核病院構想を検討することが必要であるが、その中で加西病院が中核病院となるよう進めていくことが望ましい。

経営改善について

今年度中に、地方公営企業法の全部適用を採用し、人事や予算の権限を事業管理者（病院長）に与え経営の効率化を図ること。その結果、公設公営による経営が難しいと判断された場合は、地方独立行政法人の非公務員型を目指していくべきである。また、事務局職員については、公会計、市財政の知識をもった市職員からの登用が望ましいが、よ



◀長委員長（右）から答申書が手渡されました。

り専門的な知識が必要な業務については外部からの任期付職員の登用を検討することが望ましい。

事後体制の整備について

経営改善の客観的評価のため、第三者による評価委員会を設置し、審議過程を報道機関にも積極的に公開すること。

医療環境の整備について

市民に対して不要不急の時間外受診がもたらす影響について啓発・広報活動を行い、環境の整備に努力すること。また、悪質なクレマーを出さないための、地域との連携や警備員の登用なども検討すること。

■特別徴収に移行する方

- 平成19年10月から11月の間に、次のアからウのいずれかに該当することとなった方で、年額18万円以上の老齢（退職）年金、障害年金、または遺族年金を受給されている方。
- ア. 65歳以上で、年金給付を受ける権利の裁定を受け、支払いを受けることとなった方
- イ. 年金給付を受けている方で、65歳になられた方
- ウ. 市内に転入の届出を行った65歳以上の方

65歳以上の方の介護保険料

現在、普通徴収（納付書または口座振替）により介護保険料を納付されている方で、下記に該当する方は、6月支給の年金から介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）がスタートします。該当者には、4月末頃にお知らせハガキを送付しますので、ご確認ください。

問合せ先：税務課税制係 ☎④ 8712

4月1日から 指定ごみ袋制が始まりました 下記取り扱い店で販売中です。

指定ごみ袋取扱店（50音順・4/1現在）

（北条地区）岩佐商店、加西市民会館、カーショップタカハシ、加西金物センター、カネシン阿部商店、菊一商店、きたのや、業務スーパー北条店、クマクラ電機（株）、コープこうべ加西店、ゴダイドラッグ加西店、酒のスーパー足軽、塩谷種苗店、ジャスコ加西店、ジュンテンドー加西店、JOYあおやま、高井金物建材店、ハヤシ化粧品店、福岡紙文具店、ふじわら制服、フレッシュさとう加西店、紅政商店、北条ストア、ジョイフル徳永、マックスバリュ古坂店、ミクチ調剤薬局古坂店、毛利書店（富田地区）柏原商店、後藤商店、ローソン加西谷町店（賀茂地区）荒木商店、（株）コタニ、

小谷哲夫商店、小路運輸（株）（下里地区）大崎たばこ店、フードたかみ、マックスバリュ加西南店、まるあ商店、ミクチ薬局王子店（九会地区）岡井商店、織辺食品店、すぐの食料品店、仲井食料品店、中務食料品店、古元商店、萬寿屋商店、吉田教材（富合地区）高見商店、農協営農生活センター、吉田石油、ドイツパン工房レーゲンボーゲン（松末商店）（多加野地区）岡田酒店、岡本食料品店、主婦の店和泉店、高橋建材店、高橋醤油（株）、ミクチ薬局野上店、ローソン加西満久店（西在田地区）國田たばこ店（在田地区）大西商店、銀ビルストア加西店、吉田や（その他）セブンイレブン、ファミリーマートの各店舗（公共施設）市役所環境課、市民課、善防公苑、南部公民館、北部公民館、アステアアかさい

★残っているごみ有料シール、赤ちゃん専用おむつ免除シールは、市役所・公民館等で指定ごみ袋と交換します。19年度無料シールとの交換はできません。

問合せ先：資源リサイクル課（クリーンセンター） ☎④ 0602